

岐阜県議会会議録印刷製本業務に関する入札公告

岐阜県議会会議録印刷製本業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
岐阜県議会会議録印刷製本業務 一式
- (2) 業務の概要
岐阜県議会会議録印刷製本業務
- (3) 調達物品等の仕様その他明細
入札説明書による。
- (4) 履行期間
契約の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
岐阜県出納事務局 出納管理課 用度係
電話 058-272-8715
F A X 058-278-2787
メール nyusatsu_410@govt.pref.gifu.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年4月7日(金)から令和5年4月14日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和5年4月17日(月)午後1時00分

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年4月18日(火)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月20日(木)11時00分

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和5年4月19日(水)午後5時00分までに3(1)必着のこと)

イ 場所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県庁 3階 304会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札書の記載

本入札は総価入札であるため、入札書には契約希望単価の110分の100に相当する金額に予定数量を乗じた額を記載すること。

なお、本契約は単価契約であるため、契約単価は入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を予定数量で除した金額(当該金額に円未満小数点第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

落札者の決定に当たっては、入札書記載金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額に予定数量を乗じた金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

ウ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

エ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

入札者が最低制限価格を下回った入札をした場合は、当該入札を無効とし、再度入札には参加することができないものとする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじを引くことを辞退することはできない。仮に入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、代わりに本件入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

オ 再度入札

落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札は原則として1回のみとする。再度入札の参加を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出すること。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、再度入札を行わない。

カ 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- 2 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- 3 入札保証金を免除した場合を除きその全部又は一部が納付されていないとき。
- 4 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- 5 入札書に記名押印がないとき。
- 6 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- 7 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- 8 最低制限価格を下回る入札をしたとき。
- 9 その他、県があらかじめ指定した事項に違反したとき。

ク 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

ケ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結し

ないときは、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。